

鎌倉市屋外広告物条例別表第2及び別表第3の規定による市長が定める基準

令和4年12月9日制定

1 趣旨

この基準は、鎌倉市屋外広告物条例（令和3年12月条例第14号。以下「条例」という。）別表第2及び別表第3に規定する市長が別に定める基準を定めるものとする。

2 定義

この基準における用語の意義は、条例の例による。

3 電光表示装置等に係る基準

(1) 電光表示装置等に係る基準は、次の表に掲げる基準によるものとし、広告物等の種類及び地域種別並びに特定区域に応じて個別に定める基準は、次号以降に定めるものとする。

地域種別	基準
全ての地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路交通安全に配慮し、支障のないものであること。 2 地域の景観に調和し、周辺環境等に支障を及ぼさないものであること。 3 極力低層部に設置すること。ヒューマンスケールを超える大きなものは設置しないこと。 4 道路上には突出しないこと。（第1種地域以外の地域で表示し、又は設置する条例第9条各項の規定が適用される電光表示装置等で、建築物から突出するもの及び広告塔、広告板等の表、建築物の壁面を利用するもので、建築物の壁面から突出するもの及び広告塔又は広告板を除く。） 5 連続又は近接による設置はしないこと。 6 明るさ（輝度）、色彩、動きその他の表示の方法が地域の景観に調和するものであること。 7 公衆に不快感や不安を与えるような表現はしないこと。

(2) 条例別表第2の1建築物を利用するもの及び広告塔、広告板等の表、建築物の壁面を利用するもので、壁面に直接表示し、又は設置するもののうち、第3種地域、第4種地域及び第5種地域の市長が別に定める基準

広告物等の種類	地域種別	基準
建築物の壁面を利用するもの	第3種地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 広告物の表示面積（電光表示装置等を使用するものにあつては、映像を表示する部分の表面積に4を乗じて得た面積を当該部分の表示面積とする。）の合計は、一の壁面につき20平方メートル以内又は当該壁面の面積の10分の1以内とし、表示し、又は設置する壁面を4面以下とすること。 2 電光表示装置等の上端の高さは、4.5メートル以下とすること。 3 電光表示装置等の表示面積は、一の建築物の一壁面につき、5平方メートル以内とすること。 4 壁面からはみ出さないこと。
	第4種地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 広告物の表示面積（電光表示装置等を使用するものにあつては、映像を表示する部分の表面積に4を乗じて得た面積を当該部分の表示面積とする。）の合計は、一の壁面につき30平方メートル以内又は当該壁面の面積の10分の1以内とし、表示し、又は設置する壁面を4面以下とすること。

		<p>2 電光表示装置等の上端の高さは、3メートル以下とすること。</p> <p>3 電光表示装置等の表示面積は、一の建築物の一壁面につき、7.5平方メートル以内とすること</p> <p>4 壁面からはみ出さないこと。</p>
	第5種地域	<p>1 広告物の表示面積（電光表示装置等を使用するものにあつては、映像を表示する部分の表面積に4を乗じて得た面積を当該部分の表示面積とする。）の合計は、一の壁面につき30平方メートル以内又は当該壁面の面積の10分の1以内とし、表示し、又は設置する壁面を4面以下とすること。</p> <p>2 電光表示装置等の上端の高さは、9メートル以下とすること。ただし、見通しの良い交差点等に設置する場合は、4.5メートル以下とすること。ペDESTリアンデッキ等歩行空間が2階以上の部分にある場合等、当該基準をそのまま適用することがふさわしくない場合であつて、景観への配慮を十分に行っているものについては、高さの基準を緩和できる。</p> <p>3 電光表示装置等の表示面積は、一の建築物の一壁面につき、7.5平方メートル以内とすること。</p> <p>4 壁面からはみ出さないこと。</p>

(3) 条例別表第2の1建築物を利用するもの及び広告塔、広告板等の表、建築物から突出するもので、建築物の壁面から突出するもののうち、全ての地域の市長が別に定める基準

広告物等の種類		基準
建築物から突出するもの	建築物の壁面から突出するもの	<p>1 表示し、又は設置する壁面の上端を超えないこと。</p> <p>2 建築物の壁面から1.2メートルを超えて突出しないこと。</p> <p>3 道路上に突出する部分は、次に掲げる基準に適合すること。（第1種地域以外の地域で表示し、又は設置する条例第9条各項の規定が適用される電光表示装置等に限る。）</p> <p>(1) 路端から1メートルを超えて突出しないこと。</p> <p>(2) 地上から広告物等の下端までの高さは、3メートル以上とし、車道上にあつては4.7メートル以上とすること。</p> <p>4 時間貸し駐車場の満空表示である電光表示装置等の表示面積は、一の広告塔又は広告板につき1平方メートル以内とし、表示し、又は設置する広告板の上端は、地上から3メートル以下とすること。</p>

(4) 条例別表第2の1建築物を利用するもの及び広告塔、広告板等の表、広告塔又は広告板のうち、全ての地域の市長が別に定める基準

広告物等の種類	地域種別	基準
広告塔又は広告板	全ての地域	<p>1 道路上に突出する部分は、次に掲げる基準に適合すること（第1種地域以外の地域で表示し、又は設置する条例第9条各項の規定が適用される電光表示装置等に限る。）</p> <p>(1) 路端から1メートルを超えて突出しないこと。</p> <p>(2) 地上から広告塔又は広告板の下端までの高さは、3メートル以上とし、車道上にあつては4.7メートル以上とすること。</p>
	第1種地域 第2種地域	<p>1 時間貸し駐車場の満空表示等、地域住民の日常生活の利便に供する施設において、自ら提供するサービス等を表示する広告塔又は広告板で、必要最小限の規模のものである電光表示装置等の表示面積は、一の広告塔又は広告板につき1平方メートル以内とし、表示し、又は設置する広告塔又は広告板の上端は、地上から3メートル以下とすること。</p>
	第3種地域	<p>1 電光表示装置等の表示面積は、1面当たり2.5平方メートル以内とし、かつ、1の広告塔又は広告板につき5平方メートル以内とすること。</p> <p>2 地上から広告塔又は広告板の上端までの高さは、4.5メートル以下とす</p>

		ること。 3 一敷地について、電光表示装置等を有する広告物等の設置は2基以内とすること。
	第4種地域	1 電光表示装置等の表示面積は、1面当たり3.75平方メートル以内とし、かつ、1の広告塔又は広告板につき7.5平方メートル以内とすること。 2 地上から広告塔又は広告板の上端までの高さは、3.0メートル以下とすること。 3 一敷地について、電光表示装置等を有する広告物等の設置は2基以内とすること。
	第5種地域	1 電光表示装置等の表示面積は、1面当たり3.75平方メートル以内とし、かつ、1の広告塔又は広告板につき7.5平方メートル以内とすること。 2 地上から広告塔又は広告板の上端までの高さは、9.0メートル以下とすること。 3 一敷地について、電光表示装置等を有する広告物等の設置は2基以内とすること。ただし、車両等の適正な誘導案内を行うために必要と認められる場合はこの限りでない。

(5) 条例別表第2の1建築物を利用するもの及び広告塔、広告板等の表、広告塔又は広告板に類するもののうち、全ての地域の市長が別に定める基準

広告物等の種類		地域種別	基準
広告塔又は広告板に類するもの	立看板	第3種地域	1 一の敷地につき広告旗を含む広告物の表示面積（電光表示装置等を使用するものにあつては、映像を表示する部分の表面積に4を乗じて得た面積を当該部分の表示面積とする。）の合計は、第1種地域にあつては3平方メートル以内、その他の地域にあつては5平方メートル以内とすること 2 電光表示装置等の表示面積は、一の立看板につき0.625平方メートル以内とし、表示し、又は設置する立看板の上端は、地上から3メートル以下とすること。
		第4種地域	
		第5種地域	

(6) 別表第3の市長が別に定める基準

古都鎌倉特定区域	基準
	1 条例第9条第2項第1号に掲げる広告物等における電光表示装置等の基準は、第3項第1号から第5号までの基準による。 2 条例第9条第2項第2号に掲げる広告物等（時間貸し駐車場の満空表示等、地域住民の日常生活の利便に供する施設において、自ら提供するサービス等を表示する広告塔又は広告板で、必要最小限の規模のものに限る。）における電光表示装置等の表示面積は、一の広告塔又は広告板につき1平方メートル以内とし、表示し、又は設置する広告塔又は広告板の上端は、地上から3メートル以下とすること。

4 投影広告物に係る基準

(1) 条例別表第2備考4第3号の投影広告物を表示する場合の市長が別に定める基準

- ア 景観に調和するとともに、周辺環境及び道路交通等の安全に配慮し、支障を及ぼさないものであること。
- イ 住宅地及び設置を禁止する区域に向けて表示しないこと。
- ウ 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなものでないこと。
- エ 道路等を挟んで表示する場合等においては、車両運転者のげん感その他道路交通の安全を阻害するものでないこと。
- オ 建築物の壁面を利用して表示する場合は、次に定めるとおりとする。
 - (ア) 地上から広告物等の上端までの高さは10メートル以下とすること。
 - (イ) 壁面からはみ出さないこと。
 - (ウ) 表示面積の合計は、次のとおりとすること。

地域種別	基準
第3種地域	一の壁面につき10平方メートル以内又は当該壁面の面積の20分の1以内とし、表示する壁面を4面以下とすること。
第4種地域 第5種地域	一の壁面につき15平方メートル以内又は当該壁面の面積の20分の1以内とし、表示する壁面を4面以下とすること。

カ 建築物の壁面から突出するものには表示しないこと。

キ 建築物の上部から突出するものには表示しないこと。

ク 広告塔、広告板その他土地に直接設置するものに表示する場合は、次に定めるとおりとする。

(ア) 地上から投影広告物の上端までの高さは、10メートル以下とすること。

(イ) 道路上の物件には表示しないこと。

(ウ) 表示面積の合計は、次のとおりとすること。

地域種別	基準
第3種地域	表示面積の合計は、一の広告塔等につき10平方メートル以内とすること。
第4種地域 第5種地域	表示面積の合計は、一の広告塔等につき15平方メートル以内とすること。

ケ 広告塔又は広告板に類するものには表示しないこと。

コ 表示期間は、1年以内であること。

サ 公衆に不快感や不安を与えるような表現はしないこと。

シ 明るさ（輝度）は、地域の景観と調和したものであること。

ス 投影広告物の動きが、地域の景観と調和したものであること。

セ 明るく派手な高彩色は控えること。

(2) 公益性を有する投影広告物の特例

公益を目的とした行事、催物等のために表示する投影広告物で、公益性を有するものは、第3種地域から第5種地域までにおいて、第1号のオからケまでの規定にかかわらず表示することができる。ただし、次のいずれにも該当する場合に限る。

ア 公益を目的としたイベント等のため、期間限定で表示する投影広告物であること。

イ 表示期間が14日以内であること。

ウ 企業広告等（営利を目的として表示されるものをいう。以下同じ。）を表示する場合は、次に掲げる事項に適合するものであること。

(ア) 企業広告等の表示時間が当該投影広告物の表示時間の3分の1以内であること。

(イ) 企業広告等の連続の表示時間が5分以下のものであること。

(ウ) 企業広告等の表示面積が当該投影広告物の表示面積の20分の1以内の場合は、(ア)及び(イ)の基準を適用しない。

付 則

この基準は、令和4年12月9日から施行する。